

【私立高等学校等に在籍する生徒、保護者の方へ】 奨学のための給付金（通常分）申請のご案内

滋賀県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校生等がいる低所得世帯に対し、「奨学のための給付金」を給付します。

対象世帯

令和7年7月1日(認定基準日)現在、以下のすべてに該当する世帯

- 私立の高等学校等就学支援金支給対象校(特別支援学校の高等部を除く。)または高等学校専攻科(特別支援学校の専攻科を除く。)に在学していること。
- 対象の私立高校生等が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科の生徒への修学支援のいずれかを受ける資格を有すること。
- 生徒の保護者等が**令和7年度の道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税**であること、または**生活保護(生業扶助)**を受給していること、または専攻科の生徒の生計維持者の世帯区分が別表に定める世帯区分に該当していること。
- 保護者等が**滋賀県内に住所を有すること**。
- 平成26年4月以降の入学者であること。

生徒一人当たりの給付額(年額)

世帯区分	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円	52,600円	—
非課税世帯	152,000円	52,100円	52,100円
生計維持者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が、非課税ではなく105,500円未満である世帯または105,500円以上264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯	—	—	10,420円

※着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合、加算支給します。

※予算の範囲内で支給しますので、上記金額どおりに支給できないことがあります。

申請方法、締切

- 申請書に必要書類を添えて、提出期限までに滋賀県へ提出してください。
- 滋賀県への**提出期限は、令和7年8月29日(金)**です。
- 提出に際しては、県内校は学校経由で提出、県外校は学校経由または滋賀県へ直接提出の場合がありますので学校の指示により提出をお願いします。
- 申請書および添付書類等の必要書類についてはホームページに掲載しますので <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kyouiku/11034.html> からダウンロードしてください。

問い合わせ先・申請書提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 私学振興係 電話:077-528-3273

【私立高等学校等に在籍する生徒、保護者の方へ】 奨学のための給付金（家計急変）のご案内

滋賀県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、私立高校生等がいる低所得世帯に対し、「奨学のための給付金」を支給します。

令和7年度に家計が急変したことにより要件に相当すると認められる場合も対象となります。

対象世帯

以下のすべてに該当する世帯

- 対象の私立高校生等が高等学校等就学支援金、学び直し支援金、専攻科の生徒への修学支援のいずれかを受ける資格を有すること。
- 保護者等が**滋賀県内に住所を有すること。**
- 家計が急変したことにより「**保護者等の全員が道府県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯**」に相当する(※)と認められること、または専攻科の生徒の生計維持者の世帯区分が別表に定める世帯区分に相当すると認められること。

注：定年退職等は家計急変の対象になりません。

(※)家計急変により令和7年の年間収入見込の推計が基準以下となること。

(基準)保護者等の所得割見込が非課税の世帯の例

同一生計配偶者および扶養親族の人数	なし (本人のみ)	1人	2人	3人	4人
給与収入見込	1,000,000円 以下	1,703,999円 以下	2,215,999円 以下	2,715,999円 以下	3,215,999円 以下
総所得金額見込	450,000円 以下	1,120,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下

給付額(年額)

世帯区分	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯に相当する場合	152,000円	52,100円	52,100円
生計維持者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が、非課税ではなく105,500円未満である世帯または105,500円以上264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に相当する場合	—	—	10,420円

※7月1日までに家計が急変し、8月29日までに申請があった場合は年額を支給

※7月2日以降に家計が急変した場合は、申請があった日の翌月以降の月数に応じて算定

※着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合、加算支給します。

※予算の範囲内で支給しますので、上記金額どおりに支給できないことがあります。

申請方法、締切

- 申請書に必要書類を添えて、提出期限までに滋賀県へ提出してください。
- 滋賀県への提出期限は、滋賀県ホームページに掲載します。
- 提出に際しては、県内校は学校経由で提出、県外校は学校経由または滋賀県へ直接提出の場合がありますので学校の指示により提出をお願いします。
- 申請書および添付書類等の必要書類についてはホームページに掲載しますので <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/kyouiku/11034.html> からダウンロードしてください。

問い合わせ先・申請書提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 私学振興係 電話：077-528-3273